⑷ Fulfillment period : As shown in the tender documentation
⑸ Fulfillment place : As shown in the tender documentation
⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : A, B, C or D
⑺ Time limit of tender : By September 5, 2014
⑻ Contact point for the notice : Accounting Division of Kyoto Racecourse, Japan Racing Association, 32 Yoshijima Watashiba-jima-cho, Fushimi-ku, Kyoto, 612―8265, Japan TEL 075―631―3131

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに午後４時までとする。

平成 26 年７月 16 日

支出負担行為担当官
東北地方整備局長　縄田　　正

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

○第１号

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　国道115号塩手山トンネル工事(電子入札対象案件)
⑶　工事場所　①工事　福島県相馬市山上字間ノ次郎～相馬市山上字大上川久保地内　②工事　福島県相馬市今田字権現下～相馬市山上字横川地内
⑷　工事内容
①工事　【改良工】掘削工Ｖ＝7,000㎥、盛土工Ｖ＝10,000㎥、法面工Ａ＝2,000㎡、函渠工１基、排水構造物１式
【舗装工】舗装工Ａ＝5,000㎡、区画線工１式
②工事　【改良工】掘削工Ｖ＝43,000㎥、盛土工Ｖ＝13,000㎥、法面工Ａ＝10,000㎡、排水構造物１式
【トンネル】塩手山トンネルＬ＝1,801m
⑸　工期　①工事　契約締結日の翌日から平成27年３月20日まで　②工事　契約締結日の翌日から平成28年８月28日まで
⑹　使用する主要な資機材　①工事　コンクリート約800㎥、アスファルト約1,100ｔ　②工事　コンクリート約40,400㎥、Ｈ形鋼材約1,600ｔ、ロックボルト約790ｔ、鉄筋約500ｔ
⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。
①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
②　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。
③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑤　本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『地区』(施工箇所）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。
⑥　本工事は、「表層目視判定」を実施する試行工事である（なお、本工事で適用する検査基準については、従来どおり共通仕様書に基づくものである)。
⑦　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⑧　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
⑨　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。
⑩　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
なお、主任技術者を兼務する場合は、入札説明書別記様式３に現在従事中の工事及び本工事と重複する場合の対応措置等について記入すること。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格　次の⑴から⑾までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成26年７月16日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。)から国道115号塩手山トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者、又は次の⑴から⑾までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体（甲型）であること。
なお、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。また、経常建設共同企業体(甲型)にあっては、構成員の何れか１社が下記⑸の要件を満たす施工実績を有すること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること(上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
⑸　平成11年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。)として完成・引渡しが完了した、下記(a)から(c)の要件を満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)。
なお、特定建設工事共同企業体にあっては代表者が下記(a)から(c)の実績を有していること。構成員にあっては、下記(a)から(c)又は下記(a)及び(c)の要件を満たす実績を有すること。
(a)　内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上の施工実績を有すること。
(b)　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上の施工実績を有すること。
(c)　当該施工実績が適切なものであること。
ただし、(a)から(c)又は(a)及び(c)は同一トンネルでの施工実績であること。
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。)である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。